

人権教育だより⑧

人権感覚の涵養 ～他者の人格を尊重し、自己肯定感の向上を図ろう

江津工業高等学校人権教育担当

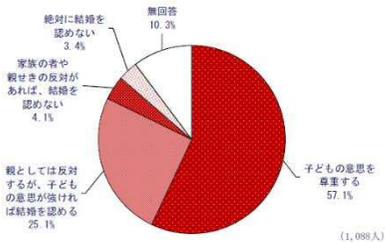
今回は結婚差別について皆さんと考えてみたいと思います。結婚や就職といった人生の大切なときに差別は顕在化(潜んでいた差別が表れること)するといわれています。

結婚差別とは、『結婚は「個人の自由」(憲法第24条)であり、「両性の合意のみに基づく」ものであるはずなのに、いろいろな差別(同和地区出身者や外国人などへの差別)によって結婚をあきらめさせられてしまう』ことをいいます。

以下は平成28年に実施された島根県人権問題県民意識調査の報告です。

3. 子どもの同和地区出身者との結婚

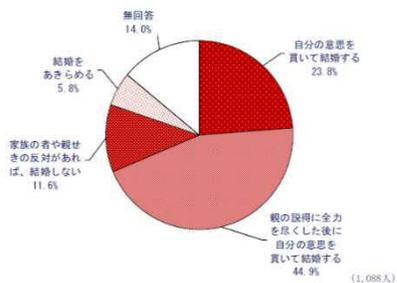
問14 結婚についておたずねします。【(1) (2) ともにお答えください】
(1) 仮に、あなたのお父さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。(〇は1つ)



子どもの同和地区出身者との結婚について聞いた結果のなかでは、「絶対に結婚を認めない」が3.4%、「家族や親せきの反対があれば、結婚を認めない」が4.1%となっていて、合わせて**7.5%の親は同和地区出身者との結婚を認めないと回答しています。**

4. 同和地区出身者との結婚

(2) 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。(〇は1つ)



また、同和地区出身者との結婚について親や親せきから強い反対を受けたときどうするかと聞いた結果のなかでは、「結婚をあきらめる」が5.8%、「家族や親せきの反対があれば結婚しない」が11.6%となっていて、合わせて**17.4%の人は反対されたら結婚をあきらめると回答しています。**

結婚を認めない・結婚しないと答えた人の割合について、どう思いますか？

多いと思いますか、少ないと思いますか？

この調査は、わずか5年前のものです。遠い昔の話ではありません

いざというときに、「差別する側が間違っている」とハッキリ言えるためには

普段、差別してもいいと思っている人はいないと思います。しかし、いざ自分が当事者になると、「親せきが反対している」や「家族も差別される」、「わざわざ苦労しなくても」となって、差別する側に引っ張られそうになることがないとは言えません。

そのときに必要なのが『**知識**』だと思います。

普段から人権問題について勉強して知識(理屈)を持っておくことです。しっかりと知識(理屈)があれば、差別する側に引っ張られそうになっても、「いやいや待て待て」となるのではないのでしょうか。もちろん、社会に出てからも勉強ですよ。



3年生のホームルーム活動で結婚差別について学習しました。

3年生の思いの一部を紹介します。熱いですね。

- ・生まれた場所で差別されるのはおかしいと思った。周りを気にして自分の意見を曲げないようにすることが大切だと思った。
- ・僕の周りで差別で悩んでいたなら手を差し伸べることができるか自信がありませんが、それでも助けることがその人を救うのではないかと思った。
- ・私は自分の意志を貫いていける人になれたらと思います。相談を受けたら、その人自身の気持ちを考えて発言したい。
- ・自分の強い意志を持って結婚することが大切と感じた。差別だけはぜったいにしてはいけない。周りにそんな人がいたら止めたい。
- ・周りの人が差別にあっている場合は、率先して自分から差別をなくすように行動しようと思った。

